

農地取得における下限面積変更のお知らせ

耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、農地法第3条の許可が必要で、その許可要件の一つに「経営農地の下限面積要件」が定められています(農地法第3条第2項第5号)。

下限面積要件とは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率よくかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

下限面積は、法律で50アールと定められていますが、市町村の区域の状況によっては省令に基づいて、50アール以下の別段の面積を定めることができます。

古殿町農業委員会では、今年度、下限面積について審議した結果、農業の担い手（新規参入者）の創出と農地の有効利用を図るため次のように設定することを決定しました。

設定区域	下限面積	省令適用条項	設定年月日
古殿町全域	30アール	第17条第2項	令和2年4月15日
古殿町全域の宅地等に付随した農地	1アール	第17条第2項	令和3年4月15日